

『公務員をめざす人に贈る 行政法教科書』第1刷（2018年9月発行）において、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

正 誤 表

該当箇所	正	誤
12 頁下から 9 行目	<u>政令</u> で定めるところにより、 <u>出入国在留管理庁長官</u>	<u>法務省令</u> で定めるところによ り、 <u>地方入国管理局長</u>
12 頁下から 6 行目、7 行目	<u>直江長官</u>	<u>直江局長</u>
12 頁上から 16 行目	委任は民法 <u>643</u> 条以下の	委任は民法 <u>644</u> 条以下の
13 頁上から 3 行目	<u>本人の名前のみを示して行わ れる署名代理</u>	<u>顕名のない代理</u>
35 頁下から 14 行目	行手法 2 条 <u>3</u> 号	行手法 2 条 <u>2</u> 号
36 頁下から 5 行目	住民基本台帳法 <u>22</u> 条	住民基本台帳法 <u>38</u> 条 1 項
36 頁下から 4 行目	最判平成 15 年 6 月 26 日判 時 1831 号 94 頁・ <u>地方自治 判例百選 15</u>	最判平成 15 年 6 月 26 日判時 1831 号 94 頁
37 頁上から 4 行目	最判平成 21 年 4 月 17 日民 集 63 巻 4 号 638 頁・ <u>百選 I 62</u>	最判平成 21 年 4 月 17 日判時 <u>2055 号 35 頁</u>
39 頁上から 12 行目	当該 <u>規定</u> の適用の基礎	当該 <u>既定</u> の適用の基礎
70 頁下から 13 行目	昭和 47 年 <u>10</u> 月	昭和 47 年 <u>12</u> 月
75 頁下から 13 行目	<small>こやだいらそん</small> <u>木屋平村</u>	<small>きやだいらそん</small> <u>木屋平村</u>
76 頁上から 3 行目	最判昭和 62 年 3 月 20 日民 集 41 巻 2 号 189 頁・ <u>地方自 治判例百選 51</u>	最判昭和 62 年 3 月 20 日民集 41 巻 2 号 189 頁
78 頁上から 1 行目	「正当 <u>の</u> 理由」	「正当 <u>な</u> 理由」
78 頁上から 3 行目	最判平成 11 年 1 月 21 日民 集 53 巻 1 号 13 頁・ <u>地方自 治判例百選 43</u>	最判平成 11 年 1 月 21 日民集 53 巻 1 号 13 頁
83 頁下から 5 行目	公共施設の <u>整備</u> 改善	公共施設の <u>設備</u> 改善
104 頁上から 4 行目	高根町 <u>簡易水道</u> 条例事件	高根町 <u>水道水源</u> 条例事件
122 頁上から 7 行目	<u>埋水</u> 機能	<u>埋水</u> 機能

132 頁上から 8 行目と 274 頁上から 20 行目	最判平成 27 年 12 月 14 日民集 69 卷 8 号 2404 頁	最判平成 27 年 12 月 14 日判時 2288 号 15 頁
134 頁上から 9 行目、 154 頁上から 2 行目、 上から 11 行目	時機に <u>後</u> れた	時機に <u>遅</u> れた
158 頁上から 4 行目	行訴法 33 条 2 項	行訴法 33 条 1 項
158 頁下から 2 行目	行訴法 33 条 1 項	行訴法 33 条 2 項
217 頁下から 10 行目	ため池の堤とうに農作物を <u>植</u> <u>える</u>	ため池の堤とうに農作物を <u>受け</u> <u>る</u>

記述の修正

該当箇所	正	誤
37 頁上から 2 行目	出生した子について、正式の 出生届を出さずに、子の住民 票の記載を求めても、それは	これについては
161 頁上から 18 行目	なお、無効等確認訴訟におけ る補充性について判断した判 例（「もんじゅ」判決：最判平 成 4 年 9 月 22 日民集 46 卷 6 号 1090 頁・百選 II 181）の考 え方は非申請型義務付け訴訟 の場合にも同様に当てはまる と考えられるため、私人に対 する民事差止め訴訟の提起が 可能である場合であっても、 非申請型義務付け訴訟の提起 は認められるべきと思われま す。	なお、私人に対する民事差止め 訴訟の提起が可能である場合 であっても、非申請型義務付 け訴訟の提起は可能である とするのが判例（「もんじゅ」 判決：最判平成 4 年 9 月 22 日民集 46 卷 6 号 1090 頁・ 百選 II 181）です。